

国 不 動 第 3 1 号
令 和 6 年 6 月 28 日

各都道府県主管部長 殿

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律の施行に伴う宅地建物取引業法施行令及び宅地建物取引業法施行規則
並びに宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備
に関する法律（令和6年法律第53号。以下「改正法」という。）により、宅地建物
取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第10条に基づく宅地建物
取引業者名簿及び宅地建物取引業者の免許申請等に係る書類の閲覧制度について、
「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21
日デジタル臨時行政調査会。以下「工程表」という。）においてデジタル完結を基本
とするとされていること等を踏まえ、購入者等による適切な宅地建物取引業者の選
定に資する必要十分な情報について公開する観点から見直しが行われた。改正法は
令和7年4月1日から施行される。

また、工程表では、標識に掲示する情報についても、情報を公開することの公共
の利益と当事者のプライバシーの保護とのバランスが図られるよう、規制の趣旨・
目的に照らした見直しを行うこととされている。

さらに、平成28年から指定流通機構が運営するレインズにおいて実装されている
ステータス管理機能については、令和7年1月から、その実効性を確保するため、
売主が利用しやすいよう改善した新たなシステムの運用開始が予定されている。

以上を踏まえ、改正法の施行に伴い、「宅地建物取引業法施行令及び地方公共団体
の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和6年政令第238号）」及び
「宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令」（令和6年国土交通省令第70
号）が令和6年6月28日に公布され、令和7年4月1日（一部の規定については、
令和7年1月1日）から施行される。

また、これらを踏まえ、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」（平成13年国
総動発第3号）についても所要の規定の整備を行い、令和7年4月1日（一部の規

定については、令和 6 年 7 月 1 日及び令和 7 年 1 月 1 日）から施行する。

これに伴い、下記のとおり通知するので、適切な業務の推進に努められるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 宅地建物取引業法施行令（昭和 39 年政令第 383 号）等の改正

改正法による法第 10 条の閲覧制度の見直しを受け、宅地建物取引業者の免許等の申請のオンライン化及び閲覧制度のデジタル化により、地方整備局及び都道府県の事務の合理化を図ることを予定しているところ。

これを踏まえ、オンラインによる申請に係る事務処理時間や物価変動等を考慮し、国土交通大臣に対する宅地建物取引業の免許の更新に係る申請をオンラインにより行う場合の手数料の額を、26,500 円とすることとした。（宅地建物取引業法施行令第 2 条関係）

また、都道府県知事に対する宅地建物取引業の免許等に係る申請を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の手数料の標準となる額を 26,500 円とすることとした。（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）本則の表 60 の項関係）

その他、改正法による法の規定の整理に伴い、宅地建物取引業法施行令について、所要の規定の整備を行った。

なお、これらの改正については、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2. 宅地建物取引業法施行規則（昭和 32 年建設省令第 12 号）の改正

（1） 改正法を踏まえた閲覧等関係規定の改正

改正法では、法第 10 条により一般の閲覧に供されることとされていた宅地建物取引業者による免許の申請等に係る書類から、購入者等による宅地建物取引業者に関する適切な選択に及ぼす影響が極めて少ないと考えられる資料を除く等の措置を講ずることとされ、所要の法の規定の整理が行われた。

これに伴い、所要の規定の整理を行うとともに、引き続き法第 10 条による閲覧の対象とされた法人の役員及び政令で定める使用人等の略歴書の様式について、個人のプライバシーの保護の観点から、「住所」「電話番号」「生年月日」を記入する欄を削除し、宅地建物取引業の免許申請書の添付書類として、別途、代表者等の連絡先に関する調書を設け、これらの事項を記入することとした。（第 1 条の 2 等関係）

併せて、個人のプライバシーの保護の観点から、従業者名簿の記載事項から「性別」及び「生年月日」を削ることとした。（第 17 条の 2 関係）

また、改正法により、宅地建物取引業者名簿の記載事項から「事務所ごとに置かれる専任の宅地建物取引士の氏名」が除かれたことを踏まえ、宅地建物取引業者が掲げる標識の記載事項から「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名」を削ることとした。さらに、事務所に掲げる標識においては、「事務所の代表者（政令で定める使用人）の氏名」及び「事務所に置かれる専任の宅地建物取引士の人数」を記載することとした。（別記様式第9号等関係）

その他、所要の改正を行った。

なお、これらの改正については、令和7年4月1日から施行する。

（2） 指定流通機構に係る改正

ステータス管理機能については、令和7年1月1日以降、指定流通機構におけるシステム改修により、売主がステータス確認画面にアクセスしやすくなるよう、法第34条の2第6項の規定により宅地建物取引業者が交付する登録証明書に、QRコードを掲載することを予定している。

今般、ステータス管理機能の実効性を確保し、宅地建物取引業者に媒介を依頼した者の利益を保護するため、ステータス管理機能に係る事項についても、法第34条の2第5項に基づき、宅地建物取引業者が指定流通機構に登録しなければならないとされている事項として位置付けることとした。（第15条の11関係）

なお、本改正については、令和7年1月1日から施行する。

（3） その他の改正

信託会社、信託業務を兼営する金融機関及び特別信託会社が宅地建物取引業を営もうとするときに国土交通大臣に届け出ることとされている届出書の記載事項及びその添付書類並びにこれらの者が掲げる標識について、（1）による改正と整合するよう、所要の改正を行った。（第31条等関係）

なお、本改正については、令和7年4月1日から施行する。

3. 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の改正

改正法及び上記1. 及び2. の改正等を踏まえ、別紙1から3のとおり改正を行った。

なお、別紙1については、令和6年7月1日から、別紙2については、令和7年1月1日から、別紙3については、令和7年4月1日から施行する。

以 上